

## 資料 7

### 「蜂の疾病」に関する章の改正概要

(2011年2月案からの修正案)

(提案されている章が含まれる場所)

#### 第1巻 一般規定

##### 第4部 一般的勧告：疾病の予防及び管理

##### 第4.14章 蜂疾病の公的衛生管理

#### 第2巻 個別疾病

##### 第9部 蜂の疾病

##### 第9.1章 蜜蜂のアカリンダニ寄生症

##### 第9.2章 蜜蜂のアメリカ腐蛆病菌感染症

##### 第9.3章 蜜蜂のヨーロッパ腐蛆病菌感染症

##### 第9.4章 ハチノスムクゲケシキスイ寄生症

##### 第9.5章 蜜蜂のミツバチトゲダニ寄生症

##### 第9.6章 蜜蜂のバロア寄生症



資料7-1

# 蜂の疾病

資料7-1

## コード改正が提案されている章

- 第4.14章 蜂疾病の公的衛生管理
- 第9.1章 蜜蜂のアカリンダニ寄生症
- 第9.2章 蜜蜂のアメリカ腐蛆病菌感染症
- 第9.3章 蜜蜂のヨーロッパ腐蛆病菌感染症
- 第9.4章 ハチノスムクゲケシキスイ寄生症
- 第9.5章 蜜蜂のミツバチトゲダニ寄生症
- 第9.6章 蜜蜂のバロア寄生症

参考:病気の説明

資料7-1

## アカリダニ症

- 原因であるアカリダニは、微小なダニで成蜂の前胸部気管に寄生する。
- 直接接触によりダニが伝播。群間の伝播には寄生蜂の迷い込みが重要。重度寄生があると飛翔不能などが出現するが、特徴的症狀はない。重感染群では越冬期の蜂数の激減
- 診断は、気管内のダニの検出。
- 家畜伝染病予防法の届出伝染病

参考:病気の説明

資料7-1

## 腐蛆病

- 蜜蜂の幼蜂を犯す疾病で、アメリカ腐蛆病とヨーロッパ腐蛆病がある。
- アメリカ腐蛆病は、アメリカ腐蛆病菌の芽胞が蜜蜂の幼蜂に経口感染し、敗血症死を引き起こす。いつでも発生し、有蓋蜂児が主に死亡。
- ヨーロッパ腐蛆病は、汚染されたミツ、花粉などを蜜蜂の幼蜂が給餌され感染する。流密時に多発する傾向があり、無蓋蜂児が主に死亡。
- 家畜伝染病予防法の家畜伝染病

参考:病気の説明

資料7-1

## ハチノスムクゲケシキスイ症

- 原因は、ハチノスムクゲケシキスイ(甲虫)
- ハチノスムクゲケシキスイの幼虫が巣板を食害。
- 南アフリカから急速に広がりを見せている。
- 我が国での発生は報告されていない。

参考:病気の説明

資料7-1

## ミツバチトゲダニ症

- 原因は、ミツバチトゲダニ、ケーニガーミツバチトゲダニなど
- 外部寄生性の吸血ダニによる感染症で、原産地の東南アジアでは大きな被害。すでに韓国に侵入。低温に弱く、越冬条件が厳しい地域では発生することはないと考えられる。
- 吸血による羽化不全、吸血孔からの細菌感染による敗血症、ウイルス感染の媒介。

参考:病気の説明

資料7-1

## バロア病

- 原因は、ミツバチヘギイタダニ。我が国を含めた極東、東南アジアを中心に分布。伝播は、寄生蜂の直接移動及び直接接触。
- トウヨウミツバチには強い病害を与えないが、養蜂に用いられるセイヨウミツバチに対して大きな被害。
- 幼蜂に寄生し、発育障害を引き起こす。幼蜂のいない越冬期は成蜂に寄生。
- 家畜伝染病予防法の届出伝染病

コード改正案:追加;下線、削除;取り消し線

資料7-1

## 安全物品

アカリダニ症	アメリカ腐蛆病	ヨーロッパ腐蛆病	ハチノスムクゲケシキスイ症	ミツバチトゲダニ症	バロア病
<u>卵・幼虫・蛹</u> 精液 毒液 養蜂設備 蜂蜜 花粉 プロポリス みつろう ロイヤルゼリー	精液 毒液 <u>卵</u>	精液 毒液 <u>卵</u>	精液 毒液 <u>蜂蜜</u> <u>みつろう</u> <u>プロポリス</u> <u>ロイヤルゼリー</u>	精液 毒液 卵 <u>蜂蜜</u> <u>みつろう</u> <u>プロポリス</u> ロイヤルゼリー	精液 毒液 卵 <u>ロイヤルゼリー</u> [以下、人が食べる物に限る] 蜂蜜 <u>花粉</u> <u>プロポリス</u> [加工した] みつろう

コード改正案:追加;下線

資料7-1

## 清浄国・地域の条件

	アカリ ダニ症	アメリ カ腐蛆 病	ヨーロ ッパ腐 蛆病	ハチノ スムク ゲケシ キスイ 症	ミツバ チトゲ ダニ 症	バロ ア病
歴史的清浄	○	○	○	○	○	○
養蜂場の把握、養蜂場に対する権限	○	○	○	○	○	○
届出対象であること	○	○	○	○	○	○
一定期間陽性例なし(期間)	3年	5年	3年	5年	3年	3年
清浄性維持のためのサンプル調査	○	○	○	○	○	○
野生及び野生化蜜蜂属の不在又はそれらに対する継続的サーベイランスによる確認	○	○	○	×	○	○
汚染設備の消毒	×	○	×	○	×	×
周辺土壌及び下草の殺虫・消毒	×	×	×	○	×	×
適切な輸入検疫	○	○	○	○	○	○

コード改正案:追加;下線、削除、取り消し線

資料7-1

## 生きた成蜂の輸入条件

アカリダニ症	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 輸出認定養蜂場由来
アメリカ腐蛆病	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b>
ヨーロッパ腐蛆病	巣を含まず及び過去30日間半径3キロ以内に発生のない輸出認定養蜂場由来
ハチノスムクゲケシキスイ症	清浄国・地域の養蜂場由来、輸出前検査及び侵入防止措置 <b>又は</b> 巣箱・群の出荷直前の検査、過去6か月間半径100キロ以内が規制対象外の養蜂場由来、蜂・容器の徹底検査、容器、餌等の新品使用及び侵入防止措置(長期保管回避、網の使用等) <small>女王蜂のみ</small>
ミツバチトゲダニ症	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 巣を含まない女王蜂と随行動きバチ、かごに入れられた女王蜂の人工無幼蜂群由来、有効な医薬品による処理、721日間の隔離及び積載前の検査
バロア病	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 巣を含まない女王蜂と随行動きバチ、かごに入れられた女王蜂の人工無幼蜂群由来、有効な医薬品による処理、積載前の検査並びに輸入国での検査及び随行動きバチの殺処分

コード改正案:追加;下線、削除、取り消し線

資料7-1

## 生きた幼蜂等の輸入条件

アカリダニ症	清浄国・地域の養蜂場由来、検査及び検疫下の女王蜂由来(安全物品)
アメリカ腐蛆病	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b>
ヨーロッパ腐蛆病	検疫所で女王蜂から隔離され、すべての随行動き蜂及び代表的サンプルの検査
ハチノスムクゲケシキスイ症	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 獣医当局等の監視・管理下にある認定施設内の管理環境下で飼養、出荷直前の検査、容器、餌等の新品使用及び侵入防止措置
ミツバチトゲダニ症	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 巣を含まない女王蜂と随行動き蜂、かごに入れられた女王蜂の人工無幼蜂群由来、有効な医薬品による処理、21日間の隔離及び積載前の検査
バロア病	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 検疫所で女王蜂から隔離、巣を含まない女王蜂と随行動き蜂、かごに入れられた女王蜂の人工無蜂児群由来、有効な医薬品による処理、積載前の検査並びに輸入国での検査及び随行動きバチの殺処分

コード改正案:追加;下線、削除、取り消し線

資料7-1

## 中古養蜂設備の輸入条件

アカリダニ症	(安全物品)
アメリカ腐蛆病	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 獣医当局監視下での殺菌処理(10kGyの放射線照射、1%次亜塩素酸ナトリウムに30分浸漬、160℃の溶解パラフィンに10分浸漬又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法)
ヨーロッパ腐蛆病	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 獣医当局監視下での殺菌処理(10kGyの放射線照射、0.5%次亜塩素酸ナトリウムに20分浸漬又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法)
ハチノスムクゲケシキスイ症	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 徹底した洗浄及び殺虫処理(中心温度50℃で24時間加熱、中心温度-12℃で24時間凍結、400Gyの放射線照射又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法) <b>かつ 侵入防止措置</b>
ミツバチトゲダニ症	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 生きた蜂・巣を含まないこと及び蜂侵入防止環境下で21日間 <b>又は</b>
バロア病	殺虫処理(中心温度50℃で20分加熱、中心温度-12℃で24時間凍結、48g/m <sup>3</sup> メチルプロマイドで10-15℃2時間くん蒸、350kGyの放射線照射又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法)



コード改正案:追加;下線、削除、取り消し線

資料⑦-1

## 蜂蜜の輸入条件

アカリダニ症	(安全物品)
アメリカ腐蛆病	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 10kGyの放射線照射又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法による殺菌処理 <b>又は</b> 検査によって芽胞が認められないこと <b>ただし</b> 、食用の蜂蜜は清浄国のみ輸入条件を求めることができる。
ヨーロッパ腐蛆病	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 10kGyの放射線照射又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法による殺菌処理 <b>又は</b> 検査によって菌が認められないこと <b>ただし</b> 、食用の蜂蜜は清浄国のみ輸入条件を求めることができる。
ハチノスムクゲケシキスイ症	清浄国・地域の養蜂場由来及び生きた蜂・巣を含まない <b>又は</b> 濾過されていること <b>又は</b> 殺虫処理(中心温度50℃で24時間加熱、中心温度-12℃で24時間凍結、400Gyの放射線照射又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法) <b>かつ</b> 侵入防止措置
ミツバチトゲダニ症	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 蜂又は巣を含まず、積載前 <sup>2</sup> 日間の隔離濾過されていること <b>又は</b> 殺虫処理(中心温度50℃で20分間加熱、中心温度-12℃で24時間凍結、350Gyの放射線照射又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法)
バロア病	食用は安全物品

コード改正案:追加;下線、削除、取り消し線

資料⑦-1

## 花粉の輸入条件

アカリダニ症	(安全物品)
アメリカ腐蛆病	(蜂蜜と同じ)
ヨーロッパ腐蛆病	(蜂蜜と同じ)
ハチノスムクゲケシキスイ症	清浄国・地域の養蜂場由来及び生きた蜂・巣を含まない <b>又は</b> 生きた蜂・巣を含まないこと、徹底した洗浄及び殺虫処理(中心温度-12℃で24時間、400Gyの放射線照射、凍結乾燥若しくは同等の方法による乾燥又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法) <b>かつ</b> 侵入防止措置
ミツバチトゲダニ症	清浄国・地域の養蜂場由来 <b>又は</b> 生きた蜂・巣を含まないこと及び積載前 <sup>2</sup> 日間の隔離 <b>又は</b> 生きた蜂・巣を含まないこと及び殺虫処理(中心温度-12℃で24時間、350Gyの放射線照射、凍結乾燥若しくは同等の方法による乾燥又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法)
バロア病	食用は安全物品

コード改正案:追加;下線、削除、取り消し線

資料⑦-1

## みつろう及びプロポリスの輸入条件

アカリダニ症	(安全物品)
アメリカ腐蛆病	(蜂蜜と同じ)
ヨーロッパ腐蛆病	(蜂蜜と同じ)
ハチノスムクゲケン キスイ症	清浄国・地域の養蜂場由来及び蜂・巣を含まない 又は 生きた蜂・巣を含まないこと及び加工したプロポリス若しくは加工したみつろう 又は 生きた蜂・巣を含まないこと、徹底した洗浄及び殺虫処理(中心温度-12℃ で24時間凍結、400Gyの放射線照射、凍結乾燥若しくは同等の方法による 乾燥又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法) かつ 侵入防止措置
ミツバチトゲダニ症	清浄国・地域の養蜂場由来 又は 積載前 <sup>②</sup> 日間の隔離及び加工したプロポリス若しくは加工したみつろう 又は 殺虫処理(中心温度-12℃で24時間凍結、48g/m <sup>3</sup> メチルプロマイドで10- 15℃2時間くん蒸、350Gyの放射線照射、凍結乾燥若しくは同等の方法によ る乾燥又は輸出入国獣医当局が同等の効果を認めた方法) 食用は安全物品
バロア病	

コード改正案:追加;下線

資料⑦-1

## ロイヤルゼリーの輸入条件

アカリダニ症	(安全物品)
アメリカ腐蛆病	(蜂蜜と同じ)
ヨーロッパ腐蛆病	(蜂蜜と同じ)
ハチノスムクゲケン キスイ症	清浄国・地域の養蜂場由来 又は 人の消費用にカプセル封入されている 又は 殺虫処理(中心温度50℃で24時間の加熱、中心温度-12℃で24時間凍結、 凍結乾燥若しくは同等の方法による乾燥、400Gyの放射線照射又は輸出入 国獣医当局が同等の効果を認めた方法) かつ 侵入防止措置
ミツバチトゲダニ症	(安全物品)
バロア病	(安全物品)

## 「蜂の疾病」に関する章の改正概要

### 1. 経緯

- |         |                                                      |
|---------|------------------------------------------------------|
| 2010年1月 | 蜜蜂疾病アドホックグループを招集。蜂に関連するOIEコード全体について検討し、コード委員会に意見を提出。 |
| 2010年9月 | OIEコード委員会がアドホックグループの報告について議論し、コード改正案を作成し、加盟国に意見照会。   |
| 2011年2月 | コード委員会が、加盟国からの意見を検討するためアドホックグループを招集                  |
| 2011年7月 | アドホックグループが招集され、加盟国からの意見を検討し、コード委員会に勧告。               |
| 2011年9月 | コード委員会が、アドホックグループの勧告を受けて、コード改正案を作成し、加盟国に意見照会。        |
| 2012年7月 | アドホックグループが招集され、加盟国からの意見を検討し、コード委員会に勧告。               |
| 2012年9月 | コード委員会が、アドホックグループの勧告を受けて、コード改正案を作成し、加盟国に意見照会。        |

### 2. 論点

- ① 安全物品の設定は、科学的に妥当か。
- ② 各物品の輸入条件は、我が国の養蜂実態から考えて妥当か。



## 仮 訳

### 第 4 . 1 4 . 章

## 蜂 疾 病 の 公 式 衛 生 管 理

#### 第4.14.1条.

##### 総則

この章は蜂 疾病の公式衛生管理のガイドラインを作成することを目的としている。このガイドラインは国レベルで蔓延している蜂 疾病を管理及び海外 疾病の侵入を検出するために必要であり、それによって蜂、蜂製品及び中古養蜂器具の安全な国際貿易を確保する。このガイドラインは、實際上全般的なものとして作成されており、個別の勧告又は要件は蜂 疾病の各章に記載されている。

#### 第4.14.2.条

##### 総則

それぞれの国又は地域において、蜂 疾病の公的衛生管理には、以下が含まれるものとする。

- 1) 国全体又は地域全体における 獣医当局による又はその他所管当局による養蜂場の公式登録；
- 2) 恒常的な衛生 サーベイランスのための機関；
- 3) 繁殖養蜂場の輸出貿易の認可；
- 4) 養蜂設備の洗浄、殺菌及び寄生虫駆除の方法；
- 5) 国際獣医証明書の発行要件を正確に規定した規則

#### 第4.14.3.条

##### 国全体又は地域全体における獣医当局による又はその他所管当局による養蜂場の公式登録

養蜂場の登録は、蜂 疾病のサーベイランス及び防疫のための地域管理計画を策定するための最初の一步である。蜂の飼育密度及び飼育場所を知ることにより、効果的な採材計画を設計すること、疾病の広がり予測すること及びハイリスクの対象エリアにおける検査プログラムを設計することが可能となる。

養蜂場の場所の公式登録は毎年行われるものとし、今後12ヶ月間の養蜂場の推定場所、各養蜂場の平均巣箱数並びに当該養蜂場の所有者代表の名前及び住所などの情報をしることができる。

主な養蜂場の位置（年間で蜂の群れがもっとも長期間存在する場所）がはじめに登録されるものとし、続いて可能な範囲で季節別の養蜂場の位置も登録されるものとする。

#### 第 4.14.4.条

##### 養蜂場の恒常的な公的衛生サーベイランスのための機関

国の獣医当局又はその他の所管当局は、養蜂場の恒常的な公的衛生サーベイランスの機関を規制するよう求められている。

養蜂場の恒常的な公的衛生サーベイランスは、獣医当局又はその他所管当局の権限の下にあるものとし、“衛生検査員及びアドバイザー”の資格を得るための特別の訓練を受けた養蜂家の可能な支援を受けながら、当局の代表者又は承認された機関の代表者によって行われるものとする。

そのようにして定められた公的サーベイランス事業は、以下の任務が委任されているものとする：

- 1) 養蜂場への立ち入り：
  - a) 疾病検出に最も適切な期間に、国全体又は地域全体における推定リスクに基づき、適切な抽出数の養蜂場に毎年立ち入ること；
  - b) 養蜂場の追加的立ち入り検査は、貿易や他地域へ移動といった特定の目的又は、疾病を広げかねないときには、その他の目的に対して、実施される場合がある。；
- 2) 疾病の診断に必要なサンプルを採取し、それらを診断施設へおくこと；診断施設の検査結果は、遅滞なく獣医当局又はその他所管当局に通知されるものとする。；
- 3) 特に蜂群の治療並びに設備の消毒及び汚染された又はその疑いのある巣箱の廃棄などの衛生措置を適用すること。

#### 第4.14.5条

#### 輸出貿易のための繁殖養蜂場の認可要件

輸出国の獣医当局又はその他所管当局は、輸出貿易のための繁殖養蜂場の認可要件を管理することが求められている。

当該養蜂場は、以下を満たすものとする：

- 1) 少なくとも過去2年間、最低年1回、蜂のリスト疾病の検出にとって最も適切な時期に、衛生検査員及びアドバイザーによるリスクに基づくアプローチを用いた立ち入りを受けていること。この立ち入りの間、蜂を含む巣箱及び中古養蜂設備（特に保管されている蜂の巣）の少なくとも10%の計画的な検査及び診断施設に発送されるサンプルの採取が実施されるものとし、輸入国及び輸出国の状況によっては、関連する蜂のリスト疾病について、獣医当局及びその他所管当局に陽性結果が報告なかったこと；
- 2) 輸入国及び輸出国の疫学的状況によっては、定期的にサンプリングされ、関連する蜂のリスト疾病が清浄であると認められること。このために、疫学的に妥当な数の蜂の巣箱が、陸生マニュアルの関連章に従った方法で検査されるものとする。

養蜂家は、以下を満たすものとする：

- 3) 繁殖養蜂場及びその他疫学関連養蜂場における蜂のリスト疾病のいかなる疑いも獣医当局又はその他所管当局に直ちに届け出ること；
- 4) その養蜂場が、獣医当局又はその他所管当局によって同等の又はより高い衛生ステータスにあると認められた、又は当該中古養蜂設備若しくは製品が、陸生コードの関連章に記載されている手続きに従って処置されていない場合には、当該養蜂場に他の養蜂場に由来する蜂（前蛹段階を含む）又は中古の養蜂設備若しくは製品を導入しないこと；

## 第 9.1.1 章

# ミツバチのアカリダニ症 蜜蜂のアカリダニ寄生症

### 第 9.1.1.1 条

#### 総則

この章 陸生コード において、アカリン病又は気管ダニ寄生病 としても知られる アカリダニ症は、蜜蜂の成虫（蜜蜂属種 蜜蜂属の種）、主として セイヨウミツバチ 及びおそらくその他の蜜蜂属の種（ニホンミツバチ等）の成虫 蜜蜂の寄生虫感染症 である。それは、り、ホコリダニ のアカリダニ（A. woodi）（Rennie）によって引き起こされる。当該ダニは、主として 当該蜂の 大前胸気管 で生息及び繁殖する すなわち 内部偏生 寄生虫であり、る。感染の初期症状は、通常認知 されることがなく進行し、感染が重篤 になった場合のみ明らかになる；これは一般に早春である。当該感染は、成虫 蜜蜂 との直接の接触によって広がる ダニ によるものである。り、10 日 齢未満の新しく出現した蜂が最も感受性が高い。死亡率は、それほど高くない場合から高い場合まで幅がある。

診断法の基準 及び 当該疾病の一般的な情報 は、陸生マニュアル の中に 規定 記載 記載 されている。

この章に含まれる物品の輸入及び経由を認可する場合には、第 9.1.2 条 に掲げる物を除き、獣医当局は、輸出国 又は 輸出地域 の蜜蜂群のアカリダニ症のステータスに関連するこの章に規定されている条件を求めるものとする。

この章に含まれる物品の輸入及び経由を認可する場合には、第 9.1.2 条 に掲げる物を除き、獣医当局は、輸出国 又は 輸出地域 の蜜蜂群のアカリダニ症のステータスに関連するこの章に規定されている条件を求めるものとする。

### 第 9.1.2 条

#### 安全物品 の貿易

次に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国 又は 地域 の蜜蜂群における アカリダニアカリダニ症 のステータスにかかわらず、アカリダニアカリダニ症 に関するいかなる条件も求めないものとする。：

- 1) 蜜蜂の前成虫段階（卵、幼虫 及び 蛹）；
- 2) 蜜蜂の精液；
- 3) 及び 蜜蜂の毒液；
- 234) 中古 養蜂関連 養蜂 設備；
- 345) 抽出した 蜂蜜；
- 6) 蜜蜂が採取した 花粉；
- 7) プロポリス；
- 8) みつろう；及び
- 9) 加工された ロイヤルゼリー ミツバチが採集した花粉、プロポリス 及び ロイヤルゼリー。

この章に掲げる物品以外の物品の輸入及び経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国 又は 輸出地域

~~の蜜蜂群のアカリンダニ症のステータスに関連するこの章に規定されている条件を求めるものとする。~~

#### 第 9.1.3.条

#### 国又は地域~~/コンパートメント~~のアカリンダニ症ステータスの決定

国又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~のアカリンダニ症のステータスは、次の基準を考慮してはじめて決定することができる。：

- 1) アカリンダニ症の発生のすべての潜在的要因及びその歴史的見通しを同定する リスク評価が行われていること；
- 2) アカリンダニ症が、当該国又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~全体において、届出対象になっており、アカリダニ症が疑われるすべての臨床症状が、野外及び診断施設における調査の対象になっていること；
- 3) アカリンダニ症が疑われるすべての 症例の報告を促進する継続的な啓蒙プログラムが実施されていること；
- 4) 獣医当局又は蜜蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の 所管当局は、当該国全体の家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。

#### 第 9.1.4.条

#### アカリダニ症の清浄国又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~

##### 1. 歴史的清浄ステータス

国又は地域~~/コンパートメント(検討中)~~が、第 1.4 章の規定を満たしている場合には、そのためのサーベイランスプログラムを公式に実行することなく、第 9.1.3 条に規定する リスク評価を実施した後、当該国又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~は、アカリダニ症清浄であるとみなすことができる。

##### 2. 撲滅プログラムの結果による清浄ステータス

上記 1 の条件を満たさない国又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~は、次に掲げる場合には、第 9.1.3 条に規定する リスク評価を実施した後、アカリダニ症清浄であるとみなすことができる。：

- a) 獣医当局又は蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の 所管当局が、国又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~に所在する家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。；
- b) アカリダニ症が、当該国全体又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~全体で届出対象になっており、アカリダニ症が疑われるすべての臨床 症例が、野外及び診断施設における調査対象になっていること。；
- c) 少なくとも 1 %の養蜂場の養蜂場内感染率が少なくとも巢の 5%である場合に、少なくとも 95%の信頼度でアカリダニ症を検出するため、獣医当局又はその他所管当局の監視下の調査が、最後に報告されたアカリダニ症の 症例から 3 年間、当該国又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~の養蜂場の代表的サンプルに対して毎年一回行われ、陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと。；そのような調査は、疾病発生の可能性が高い養蜂場、地域及び季節を対象に行うことができる。
- d) 清浄ステータスを維持するために、新しい 症例がないことを示すための 獣医当局の監視下の調査が、当該国又は地域~~/コンパートメント (検討中)~~の養蜂場の代表的サンプルに対して毎年 1 回行われ、陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと。；そのような調査は、疾病発生の可能性が高い地域を対象に行うことができる。；



- ) ~~(検討中) 当該国又は地域/コンパートメント (検討中) の中にセイヨウミツバチ、又はその他の宿主になりうる種/蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群がない、又は当該疾病が当該国又は地域に存在する証拠がないことを立証する、蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群に対する継続的なサーベイランスプログラムがあること。~~；
- ) この章に掲げる物品の当該国又は地域/コンパートメント (検討中) への輸入が、この章の勧告にしたがって行われていること。

#### 第 9.1.5.条

### 関連する蜂児巣板を伴う又は伴わない生きた女王**蜜蜂**、働き蜂及び雄の**蜜蜂**の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該**蜜蜂**がアカリダニ症の清浄国又は地域/コンパートメント (検討中) に所在する養蜂場に由来する、又は当該養蜂場が第 3章 (第 5条) に規定されている条件を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：第 5条の第 1項に詳述されている規定に関しては、一巣箱当たり統計学的に有効な数の**蜜蜂**が、陸生マニュアルの関連章にしたがう方法で検査され、すべての生活環のアカリダニについて清浄であることが確認されることによって、これが達成される。

#### 第 9.1.6.条

### ~~蜜蜂の卵、幼虫及び蛹の輸入に関する勧告~~

~~輸入国の獣医当局は、当該製品が以下を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：~~

- ~~□ □ 公式清浄国又は地域/コンパートメント (検討中) から供給されたこと；又は~~
- ~~□ □ 公的診断施設で検査され、すべての生活環のアカリダニについて清浄であることが宣言されていること；又は~~
- ~~3 □ 検疫施設の女王蜂に由来し、顕微鏡下で検査され、すべての生活環のアカリダニについて清浄であったこと。~~

## 第 9.2.章

# 蜜蜂の アメリカ腐蛆病 アメリカ腐蛆病菌感染症 (アメリカ腐蛆病)

### 第 9.2.1.条

#### 総則

この章陸生コードにおいては、アメリカ腐蛆病は、アメリカ腐蛆病菌によって引き起こされる蜜蜂、セイヨウミツバチ及びその他のミツバチ種（蜜蜂属の種）の幼虫期及び蛹期の疾病であり、そのような蜂が飼養されているほとんどの国で発生している。原因細菌であるアメリカ腐蛆病菌は、感染幼虫の中に 10 億個を超える芽胞を作ることができる細菌である。当該芽胞は、非常に長く生存し、熱や化学物質に対して極めて強い耐性を持ち、当該芽胞のみが当該疾病を引き起こすことができる。

汚染した単箱のアメリカ腐蛆病が付着した巢板は、現場での疾病の診断を可能にする特徴的な臨床症状を示す場合がある。しかしながら、潜伏感染が普通で、検査室診断を必要とする。

陸生コードにおいては、アメリカ腐蛆病の潜伏期間は 5 日とするべきである（国ごとに異なる場合がある越冬期間は含まない）。

診断テストの基準は、陸生マニュアルに記載されている。

この章に含まれる物品の輸入及び経由を許可する場合には、第 9.2.1.条に掲げる物を除き、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のアメリカ腐蛆病のステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。

### 第 9.2.2.条

#### 安全物品の貿易

次に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のアメリカ腐蛆病ステータスにかかわらず、アメリカ腐蛆病に関するいかなる条件も求めないものとする。：

- ) 蜜蜂の精液；
- ) 蜜蜂の毒液；

#### 3) 蜜蜂の卵

この章に含まれるその他の物品の輸入及び経由を許可する場合は、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のアメリカ腐蛆病ステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。

### 第 9.2.3.条

#### 国又は地域/コンパートメントのアメリカ腐蛆病ステータスの決定

国又は地域/コンパートメント（検討中）のアメリカ腐蛆病ステータスは、次の基準を考慮してはじめて決定することができる。：

- アメリカ腐蛆病発生のすべての潜在的要因及びその歴史的見通しを同定するリスク評価が行われていること；
- アメリカ腐蛆病が、当該国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）全体で届出対象になっており、アメリカ腐蛆病が疑われるすべての臨床症状が、野外及び~~又は~~又は診断施設における調査の対象になっていること；
- アメリカ腐蛆病が疑われるすべての症例の報告を促進する継続的な啓蒙プログラムが実施されていること；
- 獣医当局又は蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の所管当局は、当該国の家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。

#### 第 9.2.4.条

#### アメリカ腐蛆病の清浄国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）

##### □□ 歴史的清浄ステータス

国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）が、第 □□□章の規定を満たしている場合には、そのためのサーベイランスプログラムを公式に実行することなく、第 □□□□条に規定するリスク評価を実施した後、当該国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）は、当該疾病清浄であるとみなすことができる。

##### □□ 撲滅プログラムの結果による清浄ステータス

上記 □ の条件を満たさない国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）は、次に掲げる場合には、第 □□□□条に規定するリスク評価を実施した後、アメリカ腐蛆病清浄であるとみなすことができる。：

- 獣医当局又は蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の所管当局が、国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）に所在する家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること；
- アメリカ腐蛆病が、当該国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）全体で届出対象になっており、アメリカ腐蛆病が疑われる臨床症状が、野外及び~~又は~~又は診断施設における調査対象となっていること；
- 少なくとも 1 % の養蜂場の養蜂場内感染率が少なくとも単の □□%である場合に、少なくとも □□%の信頼度でアメリカ腐蛆病を検出するため、獣医当局~~又はその他所管当局~~の監視下の調査が、最後に報告されたアメリカ腐蛆病の病原体分離から 5 年間、当該国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）の養蜂場の代表的サンプルに対して毎年一回行われ、陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと。；そのような調査は、最後にアメリカ腐蛆病の病原体が分離された地域を対象に行うことができる。；
- 清浄ステータスを維持するために、新しい分離例がないことを示すための獣医当局又はその他所管当局の監視下の調査が、当該国又は地域~~コンパートメント~~（検討中）の単の代表的サンプルに対して毎年 1 回行われ、陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと。；そのような調査は、分離の可能性が高い地域を対象にして行うことができる。；

- ~~(検討中)~~ 当該国又は~~地域/コンパートメント (検討中)~~の中にセイヨウミツバチ、又はその他の宿主になりうる種蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群がない、又は当該疾病が当該国又は~~地域~~に存在する証拠がないことを立証する、蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群に対する継続的なサーベイランスプログラムがあること。
- これまでに汚染された養蜂場と関連するすべての設備は、殺菌又は廃棄されていること。；
- この章に掲げる物品の当該国又は~~地域/コンパートメント (検討中)~~への輸入が、この章の勧告にしたがって行われていること。

#### 第 9.2.5.条

### 関連する蜂児巣板を伴う又は伴わない生きた女王**蜜蜂**、働き蜂及び雄の**蜜蜂**の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、以下の事項を証明する**国際獣医証明書**の提示を求めるものとする。：

- 当該**蜜蜂**が、アメリカ腐蛆病の**公式**清浄国又は~~地域/コンパートメント (検討中)~~に所在する**養蜂場**に由来すること **又は当該養蜂場が第□□□□条の規定されている条件を満たしていること。**；又は□
- **当該積荷が、関連する蜂児巣板を伴わない蜜蜂のみからなり：**
  - **当該蜜蜂が、第□□□□条に記載されている条件を満たす養蜂場に由来すること。**；及び
  - **当該蜜蜂が由来する養蜂場が、過去□□日間アメリカ腐蛆病が発生していない半径□□の地域の中心にあること。**

#### 第 9.2.6.条

### 蜜蜂の**卵**、幼虫及び蛹の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該**製品/物品**が以下の事項を満たすことを証明する**国際獣医証明書**の提示を求めるものとする。：

- 1) **清浄アメリカ腐蛆病の清浄な**国又は~~地域/コンパートメント (検討中)~~から供給されることに所在する**養蜂場**に由来すること；又は
- 2) 検疫施設で女王蜂から隔離されおり、当該女王蜂に随行するすべての働き蜂又は**卵若しくは**幼虫の代表的なサンプルが、**陸生**マニュアルに従った細菌培養又は PCR によって、アメリカ腐蛆病菌の存在について検査されていること。

#### 第 9.2.7.条

### 養蜂業に関連する中古**養蜂**設備の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該設備が以下の事項を満たすことを証明する**国際獣医証明書**の提示を求めるものとする。：

- 1) **アメリカ腐蛆病の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。**；又は
- 2) 獣医当局の監視下で、**以下の方法のひとつに従い**殺菌処理されていたこと。；

- ① 10キログレイの放射線照射（すべての中古設備に適する）；又は
- ② 1%次亜塩素酸ナトリウムに少なくとも 10分間浸漬（プラスチックや金属といった非多孔質の材質にのみ適する）；又はコバルト 60を線源に用いた10キログレイのガンマ線照射、又は
- ③ 100度に熱した融解パラフィンワックスに少なくとも 10分間浸漬（木製設備にのみ適する）；又は ①②章の中で言及されている ①②によって勧告されている方法の内のひとつに従って桿状型又は芽胞型のアメリカ腐蝕病菌の殺滅を確実にするための処理（検討中）
- ④ 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法

#### 第9.2.8.条

### 養蜂利用のための蜂蜜、蜜蜂が採取した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入に関する勧告

アメリカ腐蝕病菌の公式に清浄な輸入国の獣医当局は、当該製品物品が以下の事項を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

- 1) アメリカ腐蝕病菌の清浄国又は地域コンパートメント（検討中）の中で採集されたことに所在する養蜂場に由来すること；又は
  - 2) 10キログレイの放射線照射又は輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法によって、桿状型又は芽胞型のアメリカ腐蝕病菌の殺滅が確実に実施される処理がなされていること。；①②章の中で言及されている ①②によって勧告されている方法の内のひとつに従っていること。又は
- ⑤ 陸生マニュアルの関連章に記載されている方法によって、芽胞型アメリカ腐蝕病菌清浄であることが認められていること。

#### 第9.2.9.条

### 人の消費用の蜂蜜、蜜蜂が収集した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入に関する勧告

アメリカ腐蝕病菌清浄な輸入国の獣医当局は、当該製品が以下の事項を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

- 1) アメリカ腐蝕病菌の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること；又は
  - 2) 10キログレイの放射線照射又は輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法によって、桿状型又は芽胞型のアメリカ腐蝕病菌の殺滅が確実に実施される処理がなされていること；又は
- ⑤ 陸生マニュアルの関連章に記載されている方法によって、芽胞型アメリカ腐蝕病菌清浄であることが認められていること。

## 第 9.3.章

### 蜜蜂の ヨーロッパ腐蛆病 ヨーロッパ腐蛆病菌感染症

#### ( ヨーロッパ腐蛆病 )

##### 第 9.3.1.条

###### 総則

この章陸生コードにおいては、ヨーロッパ腐蛆病は、非芽胞細菌のヨーロッパ腐蛆病菌によって引き起こされる蜜蜂、セイヨウミツバチ及び蜜蜂属の一種（ミツバチ属の種）の幼虫期及び蛹期の疾病であり、そのような蜂が飼養されているほとんどの国で発生している。当該原因は、非芽胞細菌のヨーロッパ腐蛆病菌である。潜伏感染が普通であり、検査室での診断を必要とする。感染は、蜂の巣の機械的な汚染によって風土病であり続ける。それゆえ疾病の再発はその後数年続くことが予想できる。

陸生コードにおいては、ヨーロッパ腐蛆病の潜伏期間は 10 日間とするべきである（国ごとに異なる場合がある越冬期間は含まない）。

診断テストの基準は、陸生マニュアルに記載されている。

この章に含まれる物品の輸入及び経由を許可する場合には、第 102 条に掲げる物を除き、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のヨーロッパ腐蛆病のステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。

##### 第 9.3.2.条

###### 安全物品の貿易

次に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のヨーロッパ腐蛆病ステータスにかかわらず、ヨーロッパ腐蛆病に関するいかなる条件も求めないものとする。：

- 1) 蜜蜂の精液；
- 2) 蜜蜂の毒液；

###### 蜜蜂の卵

~~この章に含まれるその他の物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のヨーロッパ腐蛆病ステータスに関連するこの章に規定される条件も求めるものとする。~~

##### 第 9.3.3.条

###### 国又は地域/コンパートメントのヨーロッパ腐蛆病ステータスの決定

国又は地域/コンパートメント(検討中)のヨーロッパ腐蛆病ステータスは、次の基準を考慮してはじめて決定することができる。：

- 1) ヨーロッパ腐蛆病発生のすべての潜在的要因及びその歴史的見通しを同定するリスク評価が行われていること。；

- 2) ヨーロッパ腐蛆病が、当該国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~全体で届出対象になっており、ヨーロッパ腐蛆病が疑われる臨床症状が、野外及び診断施設における調査の対象になっていること。；
- ) ヨーロッパ腐蛆病が疑われるすべての~~症例~~の報告を促進する継続的な啓蒙プログラムが実施されていること。；
- ) 獣医当局又は蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の~~所管当局~~は、当該国全体の家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。

#### 第 9.3.4.条

### ヨーロッパ腐蛆病の清浄国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~

#### 1□ 歴史的清浄ステータス

国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~が、第 1□章の規定を満たしている場合には、そのためのサーベイランスプログラムを公式に実行することなく、第 □□□□条に規定するリスク評価を実施した後、当該国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~は、当該疾病清浄であるとみなすことができる。

#### 2□ 撲滅プログラムの結果による清浄ステータス

上記 1 の条件を満たさない国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~は、次に掲げる場合には、第 □□□□条に規定するリスク評価を実施した後、ヨーロッパ腐蛆病清浄であるとみなすことができる。；

- ) 獣医当局又は蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の~~所管当局~~が、国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~に所在する家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。；
- ) ヨーロッパ腐蛆病が、当該国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~全体で届出対象になっており、ヨーロッパ腐蛆病が疑われる臨床症状が、野外及び~~又は~~診断施設における調査対象となっていること。；
- ) 少なくとも 1 %の養蜂場の養蜂場内感染率が少なくとも単の □%である場合に、少なくとも □□%の信頼度でヨーロッパ腐蛆病を検出するため、~~獣医当局~~又は~~その他の所管当局~~の監視下の調査が、最後に報告されたヨーロッパ腐蛆病の病原体分離から 5 年間、当該国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~の養蜂場の代表的サンプルに対して毎年一回行われ、~~陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと。~~；そのような調査は、最後にヨーロッパ腐蛆病の病原体が分離された地域を対象に行うことができる。；
- ) 清浄ステータスを維持するために、新しい分離例がないことを示すための~~獣医当局~~又は~~その他の所管当局~~の監視下の調査が、当該国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~の単の代表的サンプルに対して毎年 1 回行われ、~~陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと。~~；そのような調査は、分離の可能性が高い地域を対象に行うことができる。；
- ) ~~(検討中)~~ 当該国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~の中に~~セイヨウミツバチ~~、又は~~その他の宿主になりうる種~~蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群がない、又は~~当該疾病が当該国又は地域に存在する証拠がないことを立証する、蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群に対する継続的なサーベイランスプログラムがあること。~~；
- f) この章に掲げる物品の当該国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~への輸入が、この章の勧告にしたがって行われていること。



### 第 9.3.5.条

#### 関連する蜂児巣板を伴う又は伴わない生きた女王蜜蜂、働き蜂及び雄の蜜蜂の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、以下の事項を証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

- 1) 当該蜜蜂が、ヨーロッパ腐蛆病の清浄国又は地域~~コンパートメント (検討中)~~に所在する養蜂場に由来すること 又は当該養蜂場が第 4.14.3 条の規定されている条件を満たしていること。
- 2) 当該積み荷が、関連する蜂児巣板を伴わない蜜蜂のみからなり：
  - a) 当該蜜蜂が、第 4.14.15 条に記載されている条件を満たす養蜂場に由来すること。；及び
  - b) 当該蜜蜂が由来する養蜂場が、過去 30 日間アメリカ腐蛆病が発生していない半径 3km の地域の中心にあること。

### 第 9.3.6.条

#### 蜜蜂の卵、幼虫及び蛹の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該製品・物品が以下の事項を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

- 1) 清浄ヨーロッパ腐蛆病の清浄な国又は地域~~コンパートメント (検討中)~~から供給されることに所在する養蜂場に由来すること；又は
- 2) 検疫施設で女王蜂から隔離されおり、当該女王蜂に随行するすべての働き蜂又は卵若しくは幼虫の代表的なサンプルが、陸生マニュアルに従った細菌培養又は PCRによって、ヨーロッパ腐蛆病菌の存在について検査されていること。

### 第 9.3.7.条

#### 養蜂業に関連する中古養蜂設備の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該設備が以下の事項を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

- 1) アメリカ腐蛆病の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；又は
- 2) 獣医当局の監視下で、以下の方法のうちのひとつに従い殺菌処理されていたこと。；
  - a) 0.5%次亜塩素酸ナトリウムに少なくとも 20 分間浸漬（プラスチックや金属といった非多孔質の材質にのみ適する）；又は
  - b) コバルト 60 を線源に用いた 10 キログレイのガンマ放射線照射；又は
  - c) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法 OIE によって勧告されている章の中で言及されている方法の内のひとつに従ったヨーロッパ腐蛆病の殺滅を確実に実施するための処理

### 第 9.3.8.条

#### 養蜂利用のための蜂蜜、蜜蜂が採取した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該製品・物品が以下の事項を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求め



るものとする。：

- 1) アメリカ腐蝕病の清浄国又は地域~~コンパートメント (検討中)~~の中で採集されたことに所在する養蜂場に由来すること；又は
- 2) 10 キログレイの放射線照射又は輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法によって、ヨーロッパ腐蝕病菌の殺滅が確実に実施される処理がなされていること。；~~X.X.章の中で言及されている OIEによって勧告されている方法の内のひとつに従っていること。又は~~
- 3) 陸生マニュアルの関連章に記載されている方法によって、ヨーロッパ腐蝕病菌清浄であることが認められていること。

#### 第 9.3.9.条

#### 人の消費用の蜂蜜、蜜蜂が収集した花粉、みつろう、プロポリス及びロイヤルゼリーの輸入に関する勧告

ヨーロッパ腐蝕病清浄な輸入国の獣医当局は、当該製品が以下の事項を満たすことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

- 1) アメリカ腐蝕病の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること；又は
- 2) 10 キログレイの放射線照射又は輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法によって、ヨーロッパ腐蝕病菌の殺滅が確実に実施される処理がなされていること；又は
- 3) 陸生マニュアルの関連章に記載されている方法によって、ヨーロッパ腐蝕病菌清浄であることが認められていること。

## 第 9.4.章

# スモールハイブビートル (Aethina tumida) 寄生病 ハチノスムクゲケシキスイ (AETHINA TUMIDA) 寄生病

### 第 9.4.1.条

#### 総則

この章 陸生コード においては、ハチノスムクゲケシキスイ 寄生病 (スモールハイブビートル、□□□ 寄生病 としても知られる) は、社会性ミツバチの単蜂の巣 (ミツバチ種属の種及びマルハナバチ種属の種、またハリナシミツバチも含む) のハチノスムクゲケシキスイという甲虫による寄生病で、この甲虫は セイヨウミツバチ (Apis mellifera □) の蜂群に影響を与える自由生活捕食者 寄生虫 であり清掃屋である。それは、実験的にマルハナバチ (Bombus terrestris) とハリナシミツバチ (Trigona carbonaria) に寄生侵襲 することができ、野生群での寄生が証明されたことはないが、マルハナバチ属もまた寄生に感受性があると考えなければならない。

この章においては、ハチノスムクゲケシキスイは、当該甲虫のすべての生活環 (卵、幼虫、蛹及び成虫) を指している。

当該成虫は、潜在的に、ある種の果物などその他の食料源を用いて、その他の自然環境で独立して生存及び繁殖できるけれども、繁殖目的で蜂の巣にひきつけられる。それゆえ、それが一度局所的な環境に定着してしまうと、撲滅するのは極めて困難である。

ハチノスムクゲケシキスイの生活環は、感染した巣の中で成虫が卵を産むことから始まる。卵はたいがい割れ目や蜂見巣板 (ミツバチの巣の幼虫を育てる部屋) において不均一な塊として産まれる。2~□日後に孵卵し、現れた幼虫は蜂見巣板、蜂の卵、花粉及び巣の中のハチミツを食欲旺盛に食べ始める。□□□は繁殖能力が高い。メスは□から6ヶ月の寿命の中で一頭当たり約1000個の卵を産む。成熟時 (孵卵から約10~29日後)、幼虫は、当該巣から出て巣の入り口付近の土壌にもぐりこむ。蛹態期は気温及び湿度によって8~60日続くものの、平均として成虫は3~4週間後に現れる。

成虫の生存期間は、気温、湿度などの環境条件に依存するが、実際には、雌の成虫は、少なくとも6ヶ月間生存することができ、好ましい繁殖条件下にあっては、当該雌は、5~12週ごとに新しい卵のひと束を踏むことができる4~6ヶ月の生存期間の中で最大1000個の卵を産むことができる。この甲虫は食料がなくても最低2週間生きることができ、蜂見巣板で50日生きることができ。

寄生及び 有機堆積物中での繁殖 の初期兆候は、気づかれずに進行する可能性があるが、当該甲虫群の成長は、急速で、当該巣の蜂に高い死亡率をもたらす。蜂が当該巣での甲虫の大量繁殖を防げなかった場合には、これが巣の放棄及び又は崩壊へとつながる。ハチノスムクゲケシキスイは、自然環境内で認めることができ、成長することができ、その巣のある場所から6~13km飛行できることから、急速に分散し、新しい蜂の巣に直接入植侵襲 することができる。甲虫の分散には、蜜蜂の群れを追いかけたり、それに同行することもある。寄生の広がりには、成蜂間の接触を必要としない。しかしながら、成蜂、蜂の巣及びその他の養蜂産品並びに中古養蜂関連養蜂設備の移動が、今まで汚染されていない巣への寄生のすべての原因かもしれない。

診断法の基準、は陸生マニュアルに記載されている。

当該章に含まれる物品の輸入及び経路を許可する場合には、第9.4.2条に掲げる物を除き、獣医当局は、当該輸出国又は地域の蜜蜂及びマルハナバチ群のハチノスムクゲケシキスイのステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。

#### 第 9.4.2.条

##### 安全物品の貿易

次に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂及びマルハナバチ群のハチノスムクゲケシキスイのステータスにかかわらず、ハチノスムクゲケシキスイに関するいかなる条件も求めないものとする。：

- 1□ 蜜蜂の精液及び蜜蜂の毒液；
- 2□ 蜜蜂の毒液、人の消費用の包装された抽出ハチミツ、精製又は化製したみつろう、プロポリス及び冷凍又は乾燥したロイヤルゼリー

~~この章に含まれるその他の物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂及びマルハナバチ群のハチノスムクゲケシキスイのステータスに関連するこの章に規定される条件も求めるものとする。~~

#### 第 9.4.3.条

##### 国又は地域のハチノスムクゲケシキスイのステータスの決定

国又は地域のハチノスムクゲケシキスイのステータスは、次の基準を考慮してはじめて決定することができる。：

- 1□ ハチノスムクゲケシキスイの発生のすべての潜在的要因及びその歴史的見通しを同定するリスク評価が行われていること。；
- 24□ ハチノスムクゲケシキスイの寄生存在が、当該国又は地域全体で届出対象になっており、ハチノスムクゲケシキスイの寄生が疑われるすべての症状が、野外及び診断施設における調査対象となっていること。；
- 32□ ハチノスムクゲケシキスイの寄生が疑われるすべての症例の報告を促進する継続的な啓蒙プログラムが実施されていること。；
- 34□ 獣医当局又は蜜蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の所管当局が、当該国の家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。

#### 第 9.4.4.条

##### ハチノスムクゲケシキスイの清浄国又は地域

###### 1. 歴史的清浄性ステータス

国又は地域が、第 1.4 章の規定を満たしている場合には、そのためのサーベイランスプログラムを公式に実行することなく、第 9.4.3 条に規定するリスク評価を実施した後、当該国又は地域は、当該害虫ハチノスムクゲケシキスイ清浄であるとみなすことができる。：

## 2. 撲滅プログラムの結果による清浄ステータス

上記 1 の条件を満たさない国又は地域は、次に掲げる場合には、第 9.4.3 条に規定するリスク評価を実施した後、ハチノスムクゲケシキスイ **寄生** 清浄であるとみなすことができる。：

- 獣医当局又は蜜蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の**所管当局**は、当該国に所在する家畜化された蜂のすべての**養蜂場**の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。；
- ハチノスムクゲケシキスイの**寄生存在**が、当該国又は**地域**全体で届出対象になっており、ハチノスムクゲケシキスイの寄生が疑われるすべての**臨床症例**が、野外及び診断施設における調査対象となっていること。；防疫及び検査活動を記述する緊急時の対処策が施行されていること。；
- 少なくとも 1% の**養蜂場**の**養蜂場内感染率**が少なくとも単の 5% である場合に、少なくとも 95% の信頼度でハチノスムクゲケシキスイ **寄生**を検出するため、**獣医当局又はその他所管当局**の監視下の調査が、最後に**報告された**ハチノスムクゲケシキスイ **寄生**の**症例存在**の**報告**から 5 年間、当該国又は**地域**の**養蜂場**の代表的サンプルに対して毎年一回行われ、**陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと**。；そのような調査は、寄生発生の可能性が高い地域を対象に行うことができる。；
- 清浄ステータスを維持するために、**新しい症例ハチノスムクゲケシキスイの存在**がないことを示すための**獣医当局又はその他所管当局**の監視下の調査が、当該国又は**地域**の**養蜂場**の代表的サンプルに対して毎年 1 回行われ、**陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと**。；そのような調査は、寄生発生の可能性が高い地域を対象に行うことができる。；
- これまでに汚染された**養蜂場**と関連するすべての設備が、**□□□**によって**勧告されている第 10 章に規定されている（検討中）**次に掲げる方法のひとつにしたがって、ハチノスムクゲケシキスイ**種**の殺滅を確実に実行するために、廃棄又は洗浄及び殺菌されていること。；
  - **中心温度 50℃まで加熱し、その温度を 24 時間維持、又は**
  - **中心温度 12℃以下で、少なくとも 24 時間冷凍、又は**
  - **400 グレイの放射線照射；又は**
  - **輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法；**
- すべての汚染**養蜂場**の直近の土壌及び下草が、土壌ドレンチ又は潜伏したハチノスムクゲケシキスイの幼虫及び蛹を殺滅に効き目のある同様な適切な方法によって処理されていること；
- この章に掲げる**物品**の当該国又は**地域**への輸入が、この章の勧告にしたがって行われていること。

### 第 9.4.5. 条

生きた一匹の女王**蜜蜂又は女王マルハナ蜂**に少数の関連随伴蜂（最大でも女王バチ 1 匹に対し 20 匹の随伴）が随伴する個別積荷の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は以下の事項を証明する**国際獣医証明書**の提示を求めるものとする。：

1□ ハチノスムクゲケシキスイ **寄生**の**公式**の清浄国又は地域**に所在する養蜂場**に由来すること。

又は

~~輸入国の獣医当局は、次の事項を述べた第三輸出国獣医当局による証明事項を含んだ**国際獣医証明書**の提示を求めるものとする。：~~

- 42□ 当該蜂が、出荷直前に検査を受けた巣又は巣箱に由来し、外観検査及び陸生マニユアルの関連章に記載された方法のひとつに基づいて、ハチノスムクゲケシキスイ又はその卵、幼虫若しくは蛹が存在する兆候又は疑い証拠を示していないこと。；及び
- 23□ 当該蜂が、過去 6 ヶ月間にハチノスムクゲケシキスイの発生にかかる制限の対象になった養蜂場が存在しない少なくとも半径 100km の地域に由来すること。；及び
- 34□ 当該蜂及び輸出用梱包が、徹底的にひとつずつ検査され、ハチノスムクゲケシキスイ又はその卵、幼虫若しくは蛹を含んでいないこと。；及び
- 45□ 当該梱包材、容器、付随製品及び餌が、新しいこと当該蜂の積荷が、生きた甲虫が通ることができない細かいメッシュで覆われていること。；及び
- 6□ 発送前に長期間保管しないことや生きた甲虫が入り込めない細かいメッシュで貨物を包むなど、ハチノスムクゲケシキスイの寄生又は汚染を防ぐためのすべての予防措置、特に女王蜂のかごに寄生するのを防ぐための措置がとられていること。

#### 第 9.4.6.条

#### 関連する蜂児巣板を伴う又は伴わない生きた働き蜂、及び雄蜂又は関連する蜂児巣板を伴う若しくは伴わない又はマルハナバチの蜂の巣箱の輸入に関する勧告

輸入国の 獣医当局は以下の事項ハチノスムクゲケシキスイ寄生の公式の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来することを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。；

1. ~~ハチノスムクゲケシキスイ寄生の公式の清浄国又は地域に由来すること。；及び~~
2. 当該蜂及び輸出用梱包が、検査を受け、ハチノスムクゲケシキスイ又はその卵、幼虫若しくは蛹を含んでいないこと。；及び
3. 当該蜂の積荷が、生きた甲虫が入り込めない細かいメッシュで覆われていること。

#### 第 9.4.7.条

#### 蜜蜂又はマルハナバチの卵、幼虫及び蛹の輸入に関する勧告

輸入国の 獣医当局は、当該製品が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。；

- 1□ 当該製品物品が、ハチノスムクゲケシキスイ寄生の清浄国又は地域から供給されていることに所在する養蜂場に由来すること。
- 又は
- 2□ 当該製品物品が、獣医当局又はその他所管当局に監視及び管理された認可施設内の管理環境下で生まれ、飼育されていたこと；及び
  - 3□ 当該施設が、出荷直前に検査を受け、すべての卵、幼虫及び蛹が、ハチノスムクゲケシキスイ又はその卵、幼虫若しくは蛹の存在の臨床徴候又は疑い証拠がないことを示していること、及び
  - 4□ 当該梱包材、容器、付随製品及び餌が新しく、ハチノスムクゲケシキスイ又はその卵、幼虫若しくは蛹の寄生又は汚染を防ぐためのすべての予防措置がとられていること。

#### 第 9.4.8.条

#### 養蜂業に関連する中古養蜂設備の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、以下の事項を証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

1□ 当該設備が：

以下のいずれかを満たすこと。

□□ ハチノスムクゲケシキスイ **寄生**の清浄国又は地域に**所在する養蜂場**に由来すること。 **；及び**

**□□ 生きた蜜蜂又は蜂の幼虫を含まないこと。；**

又は

**□□ 生きた蜜蜂又は蜂の幼虫を含まないこと；及び**

**□□ 徹底的に洗浄されており、~~□□□によって勧告されている~~ ~~□□章に記載されている~~ (検討中) 次の方法のひとつにしたがい、ハチノスムクゲケシキスイの殺滅を確実にするための処置がなされていること。：**

**□□ 中心温度 50℃まで加熱し、その温度を 24 時間維持、又は**

**□□ 中心温度 12℃以下で、少なくとも 24 時間冷凍、又は**

**□□ 400 グレイの放射線照射；又は及び**

**□□ 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法；**

及び

1□ **ハチノスムクゲケシキスイの寄生・**汚染を防ぐためのすべての予防措置がとられていること。

**第 9.4.8bis.条**

### **蜂蜜の輸入に関する勧告**

**輸入国の獣医当局は、以下の事項を証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：**

**1□ 当該蜂蜜が：**

**以下のいずれかを満たすこと。**

**□□ ハチノスムクゲケシキスイの清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；**

**又は**

**□□ 濾過されていること。；**

**又は**

**□□ 次の方法のひとつにしたがい、ハチノスムクゲケシキスイの殺滅を確実にするための処置がなされていること。：**

**□□ 中心温度 50℃まで加熱し、その温度を 24 時間維持、又は**

**□□ 中心温度 12℃以下で、少なくとも 24 時間冷凍、又は**

**□□ 400 グレイの放射線照射；又は**

☐☐ 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法；

及び

2☐ ハチノスムクゲケシキスイの汚染を防ぐためのすべての予防措置がとられていること。

#### 第 9.4.9.条

#### 蜜蜂が採集した花粉及び（蜂の巣の形態での）みつろうの輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、以下の事項を証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

1☐ 蜂が採集した当該花粉製品が：

以下のいずれかを満たすこと。

☐☐ ハチノスムクゲケシキスイ 寄生の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。； 及び

☐☐ 生きた蜜蜂又は蜂の幼虫を含まないこと。；

又は

☐☐ 生きた 蜜蜂又は蜂の幼虫を含まないこと。；

☐☐ 徹底的に洗浄されており、☐☐によって勧告されている☐☐章に記載されている（検討中）次の方法のひとつにしたがい、ハチノスムクゲケシキスイの殺滅を確実にするための処置がなされていること。：

☐☐ 中心温度 50℃まで加熱し、その温度を 24 時間維持、又は

☐☐ 中心温度 12℃以下で、少なくとも 24 時間冷凍、又は

☐☐ 400グレイの放射線照射；又は

☐☐ 凍結乾燥又は同等の方法による乾燥；又は

☐☐ 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法；

及び

2☐ ハチノスムクゲケシキスイの寄生・汚染を防ぐためのすべての予防措置がとられていること。

#### 9.4.10.条

#### みつろう及びプロポリスの輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は以下の事項を証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

1☐ 当該物品が；

以下のいずれかを満たすこと。

☐☐ ハチノスムクゲケシキスイの清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；

又は

☐ 生きた蜂又は蜂の幼虫を含まないこと。；及び

☐ 加工されたプロポリス又は加工されたみつろうであること。

又は

☐ 生きた蜂又は蜂の幼虫を含まないこと。；及び

☐ 次の方法のひとつにしたがい、ハチノスムクゲケシキスイの殺滅を確実にするための処置がなされていること。；

☐ 中心温度12℃以下で、少なくとも24時間冷凍、又は

☐ 400 グレイの放射線照射；又は

☐ 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法；

及び

2 ☐ ハチノスムクゲケシキスイの汚染を防ぐためのすべての予防措置がとられていること。

#### 第9.4.11.条

#### ロイヤルゼリーの輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は以下の事項を証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。；



1. 当該ロイヤルゼリーが；

以下のいずれかを満たすこと。

1. ハチノスムクゲケシキスイの清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；

又は

2. 人の消費用にカプセルに封入されていること。；

又は

3. 次の方法のひとつにしたがい、ハチノスムクゲケシキスイの殺滅を確実にするための処置がなされていること。；

1. 中心温度 50℃まで加熱し、その温度を 24 時間維持、又は

2. 中心温度 12℃以下で、少なくとも 24 時間冷凍、又は

3. 凍結乾燥又は同等の方法による乾燥；又は

4. 400 グレイの放射線照射；又は

5. 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法；

及び

2. ハチノスムクゲケシキスイの汚染を防ぐためのすべての予防措置がとられていること。

#### 9.4.10.条

#### 巣の蜂蜜の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該製品が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。

1. ハチノスムクゲケシキスイの清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；

2. 生きた蜜蜂又は蜂の幼虫を含まないこと。；

又は

3. 中心温度 12℃以下で、少なくとも 24 時間の処理を受けて冷凍されていること。

## 第 9.5.章

### 蜜蜂の ミツバチトゲダニ症 ミツバチトゲダニ寄生症

#### 第 9.5.1.条

##### 総則

この章陸生コードにおいては、蜜蜂（蜜蜂 属種属の種）セイヨウミツバチのミツバチトゲダニ寄生症は、ミツバチトゲダニ属のダニのいくつかの種（*Tropilaelaps clareae*□□*T. koenigerum*□□*T. thaii* 及び *T. mercedesae* を含む）によって引き起こされる。このダニは、セイヨウミツバチ、ヒマラヤオオミツバチ及びオオミツバチなどのミツバチ属の蜂蜜蜂の幼虫の外部寄生虫で、蜂の幼虫から離れて +21 日より長い期間生存することはできない。

感染寄生の初期症状は、通常感知されないまま進行するのが、ダニ群の成長は急速で、巣箱に高い死亡率をもたらす。当該感染寄生は、蜜蜂の成虫と蜜蜂の成虫との直接の接触並びに寄生された蜜蜂及び蜂の幼虫の移動によって広がる。当該ダニはまた、蜜蜂のウイルスのベクターとしても働くことができる。

診断法の基準、は陸生マニュアルに記載されている。

~~当該章に含まれる物品の輸入及び経由を許可する場合には、第 □□.2 条に掲げる物を除き、獣医当局は、当該輸出国又は地域の蜜蜂群のミツバチトゲダニのステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。~~

当該章に含まれる物品の輸入及び経由を許可する場合には、第 □.4.2 条に掲げる物を除き、獣医当局は、当該輸出国又は地域の蜜蜂群のミツバチトゲダニのステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。

#### 第 9.5.2.条

##### 安全物品の貿易

次に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のミツバチトゲダニ属の種のステータスにかかわらず、ミツバチトゲダニ属の種に関するいかなる条件も求めないものとする。：

1. 蜜蜂の精液；

2. 蜜蜂の毒液；

3. 蜜蜂の卵；

4. ロイヤルゼリー

1. 蜜蜂の精液、蜜蜂の卵及び蜜蜂の毒液 □□

2. 抽出された蜂蜜、花粉及びプロポリス、並びに人の消費用のロイヤルゼリー；及び

3. 加工されたみつろう（蜂の巣の形態のものは含まない）

~~この章に含まれるその他の物品の輸入及び経由を許可する場合は、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のミツバチトゲダニのステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。~~

### 第 9.5.3.条

#### 国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~のミツバチトゲダニ~~の種~~のステータスの決定

国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~のミツバチトゲダニ属~~の種~~のステータスは、次の基準を考慮してはじめて決定することができる。：

- 1) ミツバチトゲダニ属~~の種~~の発生すべての潜在的要因及びその歴史の見通しを同定するリスク評価が行われていること。；
- 2) ミツバチトゲダニ属~~の種~~の~~寄生存在~~が、当該国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~全体で届出対象になっており、ミツバチトゲダニ属~~の種~~の寄生が疑われるすべての臨床症状が、野外及び診断施設における調査対象となっていること。；
- 3) ミツバチトゲダニ属~~の種~~の寄生が疑われるすべての~~症例~~の報告を促進する継続的な啓蒙プログラムが実施されていること。；
- 4) 獣医当局又は蜜蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の~~所管当局~~が、当該国の家畜化された蜂のすべての~~養蜂場~~の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。

### 第 9.5.4.条

#### ミツバチトゲダニ~~の種~~の清浄国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~

##### 1. 歴史的清浄ステータス

国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~が、第 1.4 章の規定を満たしている場合には、そのためのサーベイランスプログラムを公式に実行することなく、第 9.5.3 条に規定するリスク評価を実施した後、当該国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~は、ミツバチトゲダニ属~~の種~~~~当該疾病~~清浄であるとみなすことができる。

##### 2. 撲滅プログラムの結果による清浄ステータス

上記 1 の条件を満たさない国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~は、次に掲げる場合には、第 9.5.3 条に規定するリスク評価を実施した後、ミツバチトゲダニ属~~の種~~~~感染~~清浄であるとみなすことができる。：

- a) 獣医当局又は蜜蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の~~所管当局~~が、国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~に所在する家畜化された蜂のすべての~~養蜂場~~の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。；
- b) ミツバチトゲダニ属~~の種~~の~~寄生存在~~が、当該国全体又は地域~~コンパートメント(検討中)~~全体で届出対象になっており、ミツバチトゲダニ属~~の種~~の寄生が疑われるすべての臨床~~症例~~が、野外及び~~診断施設~~における調査対象になっていること。；
- c) 少なくとも 1 %の養蜂場の~~養蜂場~~内寄生率が少なくとも単の 5%である場合に、少なくとも 95%の信頼度でミツバチトゲダニ属~~の種~~の~~寄生~~を検出するため、~~獣医当局又はその他所管当局~~の監視下の調査が、最後~~のに報告された~~ミツバチトゲダニ属~~の種~~の~~寄生の症例の存在の報告~~から 3 年間、当該国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~の養蜂場の代表的サンプルに対して毎年一回行われ、~~陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと~~。；これらのサーベイは寄生の可能性が高いエリアを対象に行うことができる；そのような調査は、~~寄生発生~~の可能性が高い地域を対象に行うことができる。；

清浄ステータスを維持するために、新しい~~症例~~がないことを示すための~~獣医当局又はその他所管当局~~の監視下の調査が、当該国又は地域~~コンパートメント(検討中)~~の~~養蜂場~~の代表的サンプルに対して毎年 1 回行われ、~~陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと~~。；そのような調査は、~~寄生疾病~~発生の可能性が高い地域を対象に行うことができる。

- ) ~~(検討中) 当該国又は地域/コンパートメント (検討中) の中にセイヨウミツバチ、オオミツバチ、ヒマラヤオオミツバチ又はその他の宿主になりうる種/蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群がない、又は当該疾病が当該国又は地域に存在する証拠がないことを立証する、蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群に対する継続的なサーベイランスプログラムがあること。;~~
- f) この章に掲げる物品の当該国又は地域/コンパートメント (検討中) への輸入が、この章の勧告にしたがって行われていること。

#### 第 9.5.5 条

#### 関連する蜂児巣板を伴う生きた女王蜜蜂、働き蜜蜂及び雄蜜蜂、蜜蜂の幼虫、蜜蜂の蛹及び蜂児巣板の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、以下の事項を証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。:

- 1) 当該蜂物品が、ミツバチトゲダニ属の種/寄生の公式な清浄国又は地域/コンパートメント (検討中) に所在する養蜂場に由来すること ~~又は当該養蜂場が第 4.14.3 条に規定されている条件を満たしていること。~~

又は

- 2) 当該国又は地域がミツバチトゲダニの寄生病の清浄ではない場合には、輸入国の獣医当局は、当該積荷が、蜂児巣板を伴わない女王蜜蜂とそれに随伴する働き蜜蜂のみから構成されていること。る貨物の輸入場合のみ許可するものとする。当該蜜蜂が次の条件を満たすものとする。;

1a) 当該蜜蜂が、かごに入った女王蜂を伴う人工的に幼虫を取り除いた蜂群由来であること。;

2b) かごに入った女王蜂と蜂群が、有効な動物用医薬品で処置されており、積載前 21 日間、幼虫から隔離されていること。;

3c) 当該女王蜜蜂が、積載前に獣医サービスの代表によって検査されており、当該ダニが存在する証拠が示されなかったこと。

#### 第 9.5.6 条

#### 関連する蜂児巣板を伴わない生きた女王蜜蜂、働き蜂及び雄蜂の輸入に関する勧告

~~輸入国の獣医当局は、当該蜂が、少なくとも 10 日間、幼虫及び幼虫と接触した蜂から隔離されて保有されていたことを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。~~

#### 第 9.5.7 条

#### 養蜂業に関連する中古養蜂設備の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該設備が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。:

- 1) ミツバチトゲダニ属の種の清浄国又は地域/コンパートメント (検討中) に所在する養蜂場に由来すること。;
- 2) 生きた蜜蜂又は幼虫を含まず、積載前少なくとも 721 日間生きた蜜蜂との接触がないように蜂が侵入できない環境で保管されていたこと。;
- 3) OIE によって勧告されている X.X 章に記載されている (検討中) 次の方法のひとつにしたがい、ミツバチトゲダニ属の種の殺滅を確実にするための処置がなされていること。:
- a) 中心温度 50°C まで加熱し、その温度を 20 分間維持、又は
- b) 中心温度 -12°C 以下で、中心温度が 20°C に達してから少なくとも 2448 時間冷凍、又は
- c) 大気圧下、10-15°C の温度で 48g/m<sup>3</sup> の臭化メチルによる 2 時間のくん蒸、又は
- d) 350 グレイの放射線照射 ;

1) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法

第 9.5.8.7.条

蜜蜂が採集した花粉、(蜂の巣の形態での)みつろう、巣の蜂蜜及びプロポリスの輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該製品蜂蜜が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

1) ミツバチトゲダニ属の種の清浄国又は地域コンパートメント(検討中)に所在する養蜂場に由来すること。；又は

2) 生きた蜜蜂又は幼虫を含まず、積載前少なくとも 721 日間生きた蜜蜂との接触がないように蜂が侵入できない環境で保管されていたこと。

2) 濾過された蜂蜜であること；又は

3) OIE によって勧告されている X.X 章に記載されている (検討中) 次の方法のひとつにしたがい、ミツバチトゲダニ属の種の殺滅を確実にするための処置がなされていること。：

a) 中心温度 50℃まで加熱し、その温度を 20 分間維持、又は

b) 中心温度-12℃以下で、中心温度が 20℃に達してから少なくとも 2448 時間冷凍、又は

e) 大気圧下、10-15℃の温度で48g/m<sup>3</sup>の臭化メチルによる2時間のくん蒸、又は

dc) 350 グレイの放射線照射、又は

d) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法

第 9.5.8.条

蜜蜂が採集した花粉の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、蜜蜂の採集した当該花粉が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

1) ミツバチトゲダニ属の種の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；又は

2) 次の方法のひとつにしたがい、ミツバチトゲダニ属の種の殺滅を確実にするための処置がなされていること。：

a) 中心温度-12℃以下で、少なくとも 24 時間冷凍、又は

b) 350 グレイの放射線照射；又は

c) 凍結乾燥又は同等の方法による乾燥；又は

d) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法

第 9.5.9.条

みつろうとプロポリスの輸入に関する勧告

輸出国の獣医当局は、当該物品が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

1) ミツバチトゲダニ属の種の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；又は

2) 加工済みのみつろう又は加工済みのプロポリスであること；又は

3) 次の方法のひとつにしたがい、ミツバチトゲダニ属の種の殺滅を確実にするための処置がなされていること。：

a) 中心温度-12℃以下で、少なくとも 24 時間冷凍、又は

- b) 大気圧下、10-15°Cの温度で48g/m<sup>3</sup>の臭化メチルによる2時間のくん蒸、又は
- c) 350グレイの放射線照射、又は
- d) 凍結乾燥又は同等の方法による乾燥；又は
- e) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法

## 第9.6.章

### 蜜蜂の**バロア病**バロア寄生症

#### 第9.6.1.条

##### 総則

~~この章陸生コード~~においては、バロア病は、当該蜜蜂（蜜蜂属の種）セイヨウミツバチの疾病である。~~それは、日本及び韓国のハプロタイプのミツバチヘギータダニバロア属のダニ、主に、その本来の宿主が韓国及び日本のニホンミツバチである（検討中）ミツバチヘギータダニが、いくつかのウイルス（特に奇形羽ウイルス）と組み合わせることによって引き起こされる。~~当該ダニは、蜜蜂属の種、セイヨウミツバチ蜜蜂の成虫及び幼虫の外部寄生虫である。~~その生活環の中で、有性生殖は、蜜蜂の巣室の中で行われる。感染の初期症状は、通常認識されなまま進行し、重度の感染の場合のみ明らかになる。当該感染は、一り、蜜蜂の成虫と蜜蜂の成虫との直接の接触並びに寄生された蜜蜂、及び蜂の幼虫、蜂製品及び養蜂に関連する中古養蜂設備の移動によって広がる。~~当該ダニは、蜜蜂のウイルスのベクターとしても働くことができる。当該ダニは、蜜蜂のウイルスのベクター及び活性化因子として働くことができる。バロア病の徴候は、バロア属種のダニとウイルスの混合作用の結果である。蜜蜂の群落は、ウイルスの自然無症状キャリアである。バロア病は、一つの巣から別の巣へと広がるためにダニを必要とする。

寄生体の数は、幼虫の活動生産の増加及び蜜蜂群の増大ともに着実に増加し、特にシーズンの終わりごろには、寄生の臨床兆候が初めて確認されるようになる。個々のダニの寿命は、気温と湿度に依存するが、実際には、数日から数ヶ月であると言える。当該巣中のウイルス量は、ダニの寄生とともに増加する。不十分な治療又は治療の遅れは、ダニの殺滅にはなるものの、当該ウイルス量は、蜜蜂群に有害な影響を与えるまま数週間高い状態が続く。バロア病の防疫は、バロア属の種の防疫によって主に行われ、バロア病の診断もまた寄生虫の量を測ることによって行われる。

診断法の基準、は陸生マニュアルに記載されている。

~~当該章に含まれる物品の輸入及び経由を許可する場合には、第□□2条に掲げる物を除き、獣医当局は、当該輸出国又は地域の蜜蜂群のバロア病ステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。~~

当該章に含まれる物品の輸入及び経由を許可する場合には、第□4.2条に掲げる物を除き、獣医当局は、当該輸出国又は地域の蜜蜂群のバロア病ステータスに関連するこの章に規定される条件を求めるものとする。

#### 第9.6.2章

##### 安全物品の貿易

次に掲げる物品の輸入又は経由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のバロア属の種のステータスにかかわらず、バロア属の種に関するいかなる条件も求めないものとする。：

1) 蜜蜂の精液；

2) 蜜蜂の毒液；



3) 蜜蜂の卵；

4) ロイヤルゼリー

1. 蜜蜂の精液、蜜蜂の卵及び蜜蜂の毒液；

2. 人の消費用の抽出された蜂蜜、花粉、プロポリス及びロイヤルゼリー並びに加工されたみつろう（蜂の巣の形態のものは含まない）

3. 抽出されたハチミツ及び加工されたみつろう

~~この章に含まれるその他の物品の輸入又は經由を許可する場合には、獣医当局は、輸出国又は地域の蜜蜂群のバロア病ステータスに関連するこの章に規定される条件も求めるものとする。~~

#### 第 9.6.3.条

~~国又は地域/コンパートメント (検討中)~~のバロア属の種バロア病のステータスの決定

国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~のバロア属の種バロア病のステータスは、次の基準を考慮してはじめて決定することができる。：

- 1) バロア属の種バロア病の発生のすべての潜在的要因及びその歴史の見通しを同定するリスク評価が行われていること。；
- 2) バロア属の種の存在バロア病が、当該国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~全体で届出対象になっており、バロア病が疑われるすべての臨床症状が、野外及び診断施設における調査対象となっていること。
- 3) バロア病が疑われるすべての症例の報告を促進する継続的な啓蒙プログラムが実施されていること。；
- 4) 獣医当局又は蜜蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の所管当局が、当該国の家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。

#### 第 9.6.4.条

バロア属の種バロア病の清浄国又は地域/コンパートメント (検討中)

##### 1. 歴史的清浄性ステータス

国又は~~地域/コンパートメント(検討中)~~が、第 1.4 章の規定を満たしている場合には、そのためのサーベイランスプログラムを公式に実行することなく、第 □□3 条に規定するリスク評価を実施した後、当該国又は~~地域/コンパートメント (検討中)~~は、バロア属の種~~当該疾病~~清浄であるとみなすことができる。

##### 2. 撲滅プログラムの結果による清浄ステータス

上記 1 の条件を満たさない国又は~~地域/コンパートメント (検討中)~~は、次に掲げる場合には、第 □□3 条に規定するリスク評価を実施した後、バロア属の種~~バロア病~~清浄であるとみなすことができる。：

- a) 獣医当局又は蜜蜂疾病の報告及び防疫を所管するその他の所管当局が、国又は~~地域/コンパートメント (検討中)~~に所在する家畜化された蜂のすべての養蜂場の最新情報を把握し、それらに対する権限を有していること。；
- b) バロア属の種の存在バロア病が、当該国又は~~地域/コンパートメント (検討中)~~全体で届出対象になっており、バロア病が疑われるすべての臨床症例が、野外及び診断施設における調査対象



になっていること。；

- c) 少なくとも1%の養蜂場の養蜂場内寄生率が少なくとも巢の5%である場合に、少なくとも5%の信頼度でバロア属の種バロア病を検出するため、獣医当局又はその他の所管当局の監視下の調査が、最後に報告されたバロア属の種の寄生の症例の存在の報告から3年間、当該国又は地域コンパートメント(検討中)の養蜂場の代表的サンプルに対して毎年一回行われ、陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと。；これらのサーベイは寄生の可能性が高いエリアを対象にして行うことができる；そのような調査は、寄生疾病発生の可能性が高い地域を対象に行うことができる。；
- d) 清浄ステータスを維持するために、新しい症例がないことを示すための獣医当局又はその他の所管当局の監視下の調査が、当該国又は地域コンパートメント(検討中)の養蜂場の代表的サンプルに対して毎年1回行われ、陰性の結果であること陽性の結果が出ていないこと。；そのような調査は、寄生疾病発生の可能性が高い地域を対象に行うことができる。；
- o) (検討中) 当該国又は地域コンパートメント(検討中)の中にセイヨウミツバチ、韓国及び日本ホポタイプの子ホンミツバチ蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群がない、又は当該ダニが当該国又は地域に存在する証拠がないことを立証する、蜜蜂属の種の野生又は自活化した野生化群に対する継続的なサーベイランスプログラムがあること。；
- i) この章に掲げる物品の当該国又は地域コンパートメント(検討中)への輸入が、この章の勧告にしたがって行われていること。

#### 第9.6.4bis条

##### バロア病清浄養蜂場

1. 当該養蜂場が、第9.6.4条の第2項a)、b)及びi)を満たす国又は地域に所在すること。；
2. 当該養蜂場が、少なくとも過去2年間バロア病の症例の報告がない半径50mの地域に所在するものとする。；及び
3. 当該養蜂場が、ミツバチ群が第4.14.3条に規定される条件を満たしていること。

#### 第9.6.5条

##### 関連する蜂児巣板を伴う又は伴わない生きた女王蜜蜂、働き蜜蜂及び雄蜜蜂、蜜蜂の幼虫、蜜蜂の蛹及び蜂児巣板の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、以下の事項を証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

- 1) 当該物品が、バロア属の種バロア病の公式な清浄国又は地域コンパートメント(検討中)に所在する養蜂場に由来すること；当該養蜂場が、第9.6.4b)条に規定されている条件を満たしていること。
- 2) 当該国又は地域がミツバチトゲダニの寄生病の清浄ではない場合には、輸入国の獣医当局は、当該積荷が、蜂児巣板を伴わない女王蜜蜂とそれに随伴する働き蜜蜂のみから構成されていること。る貨物の輸入場合のみ許可するものとする。当該蜜蜂が次の条件を満たすものとする。；

~~1) 当該蜜蜂が、かごに入った女王蜂を伴う人工的に幼虫を取り除いた蜂群由来であること。；及び~~

~~2) かごに入った女王蜂と蜂群が、有効な動物用医薬品で処置されていること。；及び~~

~~1) 当該蜜蜂が、積載前に獣医サービスの代表によって検査されており、当該ダニが存在する証拠が示されなかったこと。~~

~~1) 当該女王蜂が、陸生マニュアルの関連章に規定された外観検査に基づいて、輸入国の獣医サービスによって検査され、随行働き蜜蜂は殺処分されたこと。~~

#### 第 9.6.6.条

#### 蜜蜂の幼虫及び蛹の輸入に関する勧告

輸出国の獣医当局は、当該製品が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

~~1) 清浄国又は地域コンパートメント (検討中) から供給されていること。；又は~~

~~2) 検疫施設の女王蜂から生産されており、検査を受けて、ミツバチヘギイタダニ清浄であることが認められていること。~~

#### 第 9.6.7.条

#### 養蜂業に関連する中古養蜂設備の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該設備が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

~~1) バロア属の種バロア病の清浄国又は地域コンパートメント (検討中) に所在する養蜂場に由来すること。；又は~~

~~2) 生きた蜜蜂又は幼虫を含まず、積載前少なくとも 2) 日間 生きた蜜蜂との接触がないように蜂が侵入できない環境で保管されていたこと。；又は~~

~~1) 次の方法のひとつにしたがい、バロア属の種ミツバチヘギイタダニの殺滅を確実にするための処置がなされていること。：~~

~~a) 中心温度 60°C まで加熱し、その温度を 2) 分間維持、又は~~

~~b) 中心温度 2°C 以下で、中心温度が 2°C に達してから少なくとも 2) 時間冷凍、又は~~

~~c) 大気圧下、60°C の温度で 0.5 m<sup>3</sup> の臭化メチルによる 2 時間のくん蒸、又は~~

~~d) 350 グレイの放射線照射；又は~~

~~e) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法~~

~~第 X.X. 章で言及されている OIE によって勧告されている (検討中)~~

第9.6.8.7.章

養蜂利用のための蜜蜂が採集した花粉、(蜂の巣の形態での) みつろう、巣の蜂蜜及びプロポリスの輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、当該製品蜂蜜が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

□□ バロア属の種バロア病の清浄国又は地域コンパートメント(検討中)に所在する養蜂場に由来すること。；又は

□ 濾過された蜂蜜であること；又は

□ 生きてきた蜜蜂又は幼虫を含まず、積載前少なくとも□□日間生きてきた蜜蜂との接触がないように蜂が侵入できない環境で保管されていたこと。

3)□ OIEによって勧告されているX.X章に記載されている(検討中)次の方法のひとつにしたがい、バロア属の種ミツバチヘギータダニの殺滅を確実にするための処置がなされていること。：□

□ 中心温度50℃まで加熱し、その温度を□0分間維持、又は

□ 中心温度□□℃以下で、中心温度が□0℃に達してから少なくとも□□時間冷凍、又は

□ 大気圧下、□0□5℃の温度で□□□<sup>3</sup>の臭化メチルによる□時間のくん蒸、又は

□c) 350グレイの放射線照射；又は

□d) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法

第9.6.8条

蜜蜂が採集した花粉の輸入に関する勧告

輸入国の獣医当局は、蜜蜂の採集した当該花粉が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

1) バロア属の種の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；又は

2) 次の方法のひとつにしたがい、バロア属の種の殺滅を確実にするための処置がなされていること。

a) 中心温度-12℃以下で、少なくとも24時間冷凍、又は

b) 350グレイの放射線照射；又は

c) 凍結乾燥又は同等の方法による乾燥；又は

d) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法

第9.6.9.条

みつろうとプロポリスの輸入に関する勧告

輸出国の獣医当局は、当該物品が以下の事項を満たしていることを証明する国際獣医証明書の提示を求めるものとする。：

1) バロア属の種の清浄国又は地域に所在する養蜂場に由来すること。；又は

- 2) 加工済みのみつろう又は加工済みのプロポリスであること；又は
- 3) 次の方法のひとつにしたがい、バロア属の種の殺滅を確実にするための処置がなされていること。：
- a) 中心温度-12℃以下で、少なくとも 24 時間冷凍、又は
  - b) 大気圧下、10-15℃の温度で 4 $\times$ 10<sup>3</sup>の臭化メチルによる 2 時間のくん蒸、又は
  - c) 350 グレイの放射線照射；又は
  - d) 凍結乾燥又は同等の方法による乾燥；又は
  - e) 輸出入国の獣医当局によって認められた同等の効果がある方法
-